

日高市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、日高市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを促進するため、市内における既存木造住宅の耐震診断に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所に所属している同法第2条第1項に規定する建築士が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づく方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する木造建築物で、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していることが明らかなものは、補助金の交付の対象から除く。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、一戸建ての住宅又は店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の兼用住宅であること。
- (2) 在来軸組工法（伝統的構法を含む。）又は枠組壁工法によって建築されたものであること。
- (3) 階数が地上2以下のものであること。

2 同一補助対象建築物に対する補助金の交付は1回とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象建築物を所有し、かつ、市税の滞納がない者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要した費用の2分の1以内の額とする。ただし、5万円を限度額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額と

する。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第4号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図、配置図及び各階平面図
- (2) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (3) 建築確認済証の写し又は建築時期が確認できる書類
- (4) 耐震診断を実施する建築士の免許証及び建築士事務所登録通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付申請を取下げるときは、日高市木造住宅耐震診断補助金申請取下届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(報告書の様式)

第9条 規則第12条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、規則第12条の規定により報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日高市木造住宅耐震診断補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者等は、前条の規定による確定通知書を受けたときは、速やかに日高市木造住宅耐震診断補助金請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。